

第137回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果(概要)

1 開催日時

令和2年3月12日(木)

午後 1時から午後 4時 40分まで

2 開催場所

千葉県森林会館(千葉市中央区長洲1-15-7) 5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

福永健司委員(部会長)、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員

【職員】

西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

上記の議案1に係る第1号から第10号までの案件について審議がなされ、すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規) 南総通運(株)によるモータープール]

- 委員：モータープールの地表面は最終的にどのような形になるのか。
事務局：最終的には縦横に走っている道路も含めて、全面アスファルト舗装をする計画である。
- 委員：アスファルト舗装であれば、雨水はほとんど浸透しないで流出すると思うが、流出係数はいくつで計算しているのか。
事務局：流出係数は0.9であり、池のみ1.0としている。
- 委員：U字溝と調節池の管理について、浚渫の頻度等はいかがか。
事務局：堆積土砂量は15 m³/ha/年を見ており、年1回程度の浚渫としている。
- 委員：前許可が平成3年に完了しているが、森林の現況では草地が89%とあり、森林の回復がなされていないように思うがいかがか。
事務局：前許可の完了確認時には苗木を植栽したが、今回、現地確認をしたところ、森林としては成立していない状況であった。
- 委員：集水エリアが対象地域外まで含まれていることについて、計算は大丈夫なのか。
事務局：高低差等を確認した上で集水区域を設定し、水利計算をしているため大丈夫である。

○第2号案件 [(新規) (株)一輝による建設発生土による埋立造成]

- 委員：現地写真で道路に土砂がたくさんあったが、砂の流出は問題ないのか。
事務局：道路高が若干低くなっているため、現況はこうなっているが、ここは残置森林であるため、事業者は触らない部分である。
- 委員：残土には人体や植物にとって有害なものは無いのか。
事務局：残土埋立は特定事業であり、有害物質などについては、所管している廃棄物指導課が確認している。
- 委員：表土はどのくらいの厚さまで戻すのか。
事務局：1.2 m以上の樹高のため、有効土層の上層、下層を合せて1 m程度を確保する。
- 委員：申請から諮問までの期間が長いのはなぜか。
事務局：事業区域の下流側の市管理である元溜池用地の関係で、市及び地元と協議した結果、再度ボーリング調査を行うことになり、時間を要した。

○第3号案件 [(新規) 山喜興業(株)による残土埋立]

- 委員：切土盛土法面の取扱いについて、許可基準の項目に「種子吹き付け及び植生マットにより緑化する」と「造成森林とする」と2つ記載されているが、どちらなのか。
事務局：造成後の平坦部は植栽し、法面については種子吹き付けで緑化する。
- 委員：表土に係る記載が無いが、埋め立てた後の取扱いはいかがか。
事務局：造成前に別の場所に表土を確保し、造成後は1 mの厚さで表土を戻して敷き均す計画である。

○第4号案件 [(新規) コーンズ富浦(株)によるドライブコース]

委員：1号調節池のオリフィスの位置が堆砂面より低いように見えるが、問題は無いのか。

事務局：オリフィスの前に四角い泥止めがあり、堆砂面より高い位置から水が流れ込み、堆砂面より高い位置で水を受けるため、排水には問題ない。

委員：切土の法面勾配が1:0.8だが、この場所は岩なのか。

事務局：軟岩である。

委員：切土の斜面部の地表面はどのような保護をするのか。

事務局：客土で法面緑化を行い浸食を防止する。

委員：柵を入れる等の補助的な緑化基礎工は行わないのか。

事務局：今のところは、つる植物の植栽と客土吹付工のみである。

委員：造成森林についてニホンジカの問題が心配であるがいかがか。

事務局：現場の状況に応じて、ニホンジカの対策をしていただく。

○第5号案件 [(変更) ㈲資源開発による残土埋立]

委員：平成29年12月に完了確認した2工区について、植栽した苗木が現況写真に全然写っていないがいかがか。

事務局：完了時は葉っぱも生えていたと思うが、今回の現地調査時点で確認できなかった部分は、補植するよう指導している。

委員：補植しても一旦枯れてしまっているため、また枯れるのではないか。他の原因をしっかりと確認しないと同じ事を繰り返すと思う。

事務局：イノシシ等の鳥獣による掘り返しや踏み倒しが原因である旨を事業者から聞いており、外周部に鳥獣が侵入しないような策を講じる工夫をしていただいている。

○第6号案件 [(変更) ポルシェファイナンシャルサービスジャパン(株)による工場、事業場の設置]

委員：残置森林率が上がったことで、水の出が少なくなるという事か。

事務局：そうである。約7ha開発面積が減ったため、必要な調節容量が約7,000m³減り、調節池の設置を5箇所から2箇所に変更した。

委員：森林の現況では針葉樹が30%となっているが、どのあたりか。

事務局：現地調査で踏査した際、事業地の東側の周囲でスギ、ヒノキが生育していた。

委員：開発規模が大きいですが、計画期間が1年程度で終わるのか。また、施工計画上問題は無いのか。

事務局：防災施設を先行設置した上で上流側の造成を行うよう指導しており、それに従い施工した際に、万が一延びるようであれば、必要に応じて変更届により計画期間の延長を行うことはある。

○第7号案件 [(変更) ㈲グリーンアートによる砂利採取]

委員：除外済の2工区及び3工区の現状はいかがか。

事務局：2工区については、昨年の秋に植栽して完了している。3工区についても最近植栽したばかりであり、まだ砂利採取の最中のため、活着して育っていくか注視していきたい。

○第8号案件 [(変更) ㈱五大工業による太陽光発電施設]

委員：上側にある拡大部分の盛土の法尻を積工ではなく普通の盛土にしたこ

とについて、急な勾配で盛った後、どのように修正したのか。小段の幅を狭くして削ったのか。

事務局：計画では小段は2mの幅だが、実際にはかなりの幅があり、その部分を削り法尻に持ってきている。

委員：削られて残っている小段はもうすでに転圧されていると思うが、削ったのを下に盛るのは、どうやったら固まるのか。

事務局：重機で転圧する。

委員：造成中の調節池の形が変わるのか。

事務局：許可後にこの変更の形になる。

○第9号案件 [(変更) 秀工業㈱による砂利採取]

委員：砂利採取後は冷温帯の植物であるヒトツバカエデを植栽するとのことだが、周囲に生えているか。

事務局：周囲には自生していない。

委員：高圧線の下以外に植栽するヒノキが活着するか心配だがいかがか。

事務局：全体の15%がヒノキであり、現状、植栽されているヒノキの成長状況は非常によい。

委員：砂利採取をした後の植栽では活着しないのではないか。

事務局：表土1mを先に避けておき、それを戻して植栽する計画であるため、活着は期待できると思う。

○第10号案件 [(変更) 房総太陽光発電㈱による太陽光発電施設]

委員：土地利用計画平面図の東側の造成森林のところについて、等高線を見るとかなり急であるが、地形を改変して造成するのか。

事務局：当初は残置森林であったが、地権者との折り合いがつかず、土地が借りられなくなったため、その分、造成森林を確保している。造成森林部は谷地形であり、地形を改変して成型する。

委員：造成の方法で木材チップを敷くとのことだが、それは何故か。

事務局：伐採した木を全てチップ化する計画であり、伐採木を外に出すと産業廃棄物になってしまうためである。

委員：調節池よりもパネル設置部分の方が小さく見えるがいかがか。

事務局：オンサイト調節池であるため、池の上にもパネルを貼る。

委員：パネル下はどうするのか。

事務局：設計上はオンサイトを緑化する計画ではない。浚渫を年4回行い、池の機能を確保することを計画している。

委員：パネル下は水が結構浸透すると思うが、浸透した水がどこを流っていくのかという防災上の問題があると思う。

事務局：盛土の上にはオンサイトは造らない。水が浸透して問題があるようならば、浸透しないような措置を取らせる。

○その他(全体)

特になし。